

外国人介護人材確保対策事業

事業概要

慢性的な人手不足が課題となっている介護分野において、外国人の介護人材の確保とその定着につなげるため、外国人介護人材を雇用する事業者及び労働者ご本人に対する支援を行います。



事業内容

①住居確保支援事業

市内の対象事業所(※1)を運営している事業者(※2)が、雇用する外国人(※3)のために市内のアパートや空き家を借り上げた場合、一契約あたり、月額賃料の1 / 3、上限1万円を事業者に対して補助します。

補助の対象となる賃料は、補助金交付決定がされた月分から、当該年度3月分までです。

なお、その賃料には、敷金、礼金、仲介手数料及び管理費等は含みません。

②移動支援事業

市内の対象事業所(※1)で働いている外国人(※3)で、運転免許証を持たない方に移動手段として、バスカード（5千円券）を交付します。

なお、申請書には事業所の確認の署名等が必要となります。

③日本語コミュニケーション円滑化支援事業

市内の対象事業所(※1)で働いている外国人(※3)で、日本語の能力向上のために「日本語能力試験」（独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会との共催に限る）のうちレベルN3からレベルN1を受験する場合の受験料の一部（2,500円）を補助します。

なお、申請書には事業所の確認の署名等が必要となります。



(※1) 対象事業所

市内にある下記の施設又は介護保険サービスを行う事業所。

- ア. 特別養護老人ホーム
- イ. 介護老人保健施設
- ウ. 介護医療院
- エ. 特定施設入居者生活介護の指定を受ける軽費老人ホーム
- オ. 特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム
- カ. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- キ. 小規模多機能型居宅介護事業所
- ク. 認知症対応型共同生活介護事業所
- ケ. 看護小規模多機能型居宅介護事業所



(※2) 事業者

上記事業所を運営する法人で、市税を滞納していない者

(※3) 外国人

市内に住所があり、市税等を滞納しておらず、在留資格が下記のいずれかに該当する方。

- ア. 出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号。以下「入管法」という。）別表第2に掲げる在留資格の者
- イ. 入管法別表第1の2の表中在留資格が介護の者
- ウ. 入管法別表第1の2の表中在留資格が特定技能であって、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成30年12月25日閣議決定）別紙に掲げる特定産業分野中、介護分野に従事する者
- エ. 入管法別表第1の2の表中在留資格が技能実習であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年11月28日法務省／厚生労働省／令第3号）第29条第2項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種で介護に従事する者
- オ. 入管法別表第1の5の表中在留資格が特定活動であって、入管法第7条第1項第2号の規定に基づき法務大臣が告示で定める活動中EPA介護福祉士候補者若しくはEPA介護福祉士に従事する者



力、入管法別表第1の4の表中在留資格が留学であって、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号。）に定める介護福祉士養成施設に在籍をしている者

手続き等一覧

項目	①家賃補助	②バスカード	③受験料補助
対象	市内の対象事業所を運営している事業者が、雇用する外国人を居住させるために借り上げている住宅等の賃料の補助	市内の対象事業所に正規雇用又は非正規雇用(3ヶ月以上在籍し、かつ240時間以上の勤務)で働く外国人	市内の対象事業所に正規雇用又は非正規雇用(3ヶ月以上在籍し、かつ240時間以上の勤務)で働く外国人
申請者	事業者	本人	本人
添付書類	①納税証明等(未納額のない証明) ②賃貸借契約書の写し ③居住させる外国人の在留カードの写し ④請求書	①在留カードの写し ②学生証の写し (在留資格が留学の場合)	①受験料の領収書の写し(領収書がない場合は、金額が明らかになる書類等) ②受験票の写し ③在留カードの写し ④学生証の写し (在留資格が留学の場合) ⑤請求書
支払等	年度末までの実績報告提出後に支払い	現物支給(郵送)	交付決定後に支払い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金、礼金、仲介手数料、管理費等は対象外 ・市内にある住宅に限る ・借り上げている住居に住んでいることが条件 ・毎年度申請が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証を持っていないことが条件 ・年1回の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験レベルはN3からN1までが対象 ・本人の口座へ振り込み ・年1回の申請

申請書の提出及び問い合わせ先

渋川市高齢者安心課高齢福祉係
電話0279-22-2257（直通）

事業者向け相談窓口等のご案内

■外国人介護人材について

⇒ 群馬県介護高齢課 ☎027-226-2564
[E-mail kaigokou@pref.gunma.lg.jp]

■外国人の雇用について

⇒ 群馬県労働政策課 ☎027-226-3407
[E-mail rouseika@pref.gunma.lg.jp]



■多文化共生推進施策について

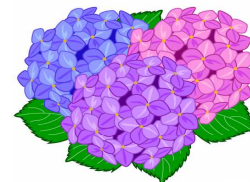
⇒ 群馬県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 ☎027-226-3394
[E-mail gunkurashi@pref.gunma.lg.jp]

外国人向け相談窓口等のご案内

■渋川市国際交流協会 ☎0279-22-2396

〈外国人生活相談〉

- ・毎週木曜日（祝日、年末年始は除く）
- ・13時から15時まで
- ・市役所本庁舎2階政策創造課窓口



■ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター ☎027-289-8275

〈生活、在留手続き、仕事、医療、福祉等の相談〉

- ・平日9時から17時まで（祝日、年末年始は除く）
- ・群馬県庁昭和庁舎1階
- ・【URL】 https://www.pref.gunma.jp/03/ci11_00012.html

■外国人介護人材無料相談サポート ☎03-6206-1129

〈生活支援、日本語学習支援、労働に関して等の相談〉

- ・平日9時30分から13時まで
14時30分から17時30まで
- ・曜日により複数の言語で対応